

山口県立大学条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十七年十月十一日

山口県知事 二 井 関 成

## 山口県条例第百号

山口県立大学条例を廃止する条例

山口県立大学条例（昭和四十九年山口県条例第五十二号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正）

2 一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「学長、校長、教授、助教授」を「校長」に改め、「、助手」を削る。

第五条第一項第三号八を削る。

第六条を次のように改める。

### 第六条 削除

第十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「任命権者」を「山口県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第十二条の四第一項を次のように改める。

特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるものに新たに採用された学校職員には、月額二千五百円を超えない範囲内の額を、採用の日の属する月の翌月の初日（採用の日が月の初日であるときは、その日）から、五年以内の期間、これらの日から一年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

第十七条の三第一項中「又は第六条の規定に基づき人事委員会の定める職を占める学校職員」を削り、同条第二項中「特定管理職員にあつては」、「、第六条の規定に基づき人事委員会の定める職を占める学校職員にあつては当該額のうち最高のものに百分の百五十を乗じて得た額」及び「それぞれ」を削る。

第十八条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第十八条の三第一項及び第三項から第五項までの規定中「各任命権者」を「教育委員会」に改める。

第十八条の四第二項中「各任命権者」を「教育委員会」に改め、同条第四項中「第十八条第六項」を「第十八条第五項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第十九条中「任命権者」を「教育委員会」に改める。

第二十条の二中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第二十二条中「取扱」を「取扱い」に、「任命権者」を「教育委員会」に改める。

第二十三条第三項中「任命権者」を「教育委員会」に改める。

別表第三イを削り、同表口中「教育職給料表（二）」を「教育職給料表（一）」に改め、同表口を同表イとし、同表八中「教育職給料表（三）」を「教育職給料表（二）」に改め、同表八を

同表口とする。

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

- 3 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。  
別表第一の2の表一の項を次のように改める。

一	削除
---	----

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 4 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十七年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「、山口県警察本部」を「又は山口県警察本部」に改め、「又は山口県立大学」を削る。

第三十五条第一項中「教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)」を「教育職給料表」に改める。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

- 5 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和四十年山口県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条中「実施機関」を「山口県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改め、同条を第二条とする。

第四条を第三条とする。

第五条中「実施機関」を「教育委員会」に改め、同条を第四条とする。

第六条を第五条とし、同条を次のように改める。

(その他)

第五条 この条例の施行について必要な事項は、山口県教育委員会規則で定める。

(学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

- 6 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和三十六年山口県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「学長、校長、教授、助教授」を「校長」に改め、「、助手」を削る。

第三条第二項中「任命権者」を「山口県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改め、同条第三項から第七項までの規定中「任命権者」を「教育委員会」に改める。

第四条中「任命権者」を「教育委員会」に、「こえる」を「超える」に改める。

第五条、第七条第一項、第九条、第十条、第十二条第三項、第十六条及び第十七条中「任命権者」を「教育委員会」に改める。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部改正)

- 7 義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例(昭和三十六年山口県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)」を「教育職給料表」に、「これらの」を「当該」に改める。

(貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部改正)

8 貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和六十年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第二条の二を削り、第二条の三を第二条の二とする。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

9 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年山口県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「第二十条の二第三項」を「第二十条の二第二項」に改める。